

高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務)

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 (高知市上下水道局本庁舎, 資機材倉庫)

(2) 敷地の場所 (高知市針木北一丁目)

(3) 施設用途 (庁舎(議会, 窓口業務を有さない庁舎), 倉庫)

本庁舎 平成31年国土交通省告示第98号 別添第二 第 4 号 第 2 類とする。

資機材倉庫 平成31年国土交通省告示第98号 別添第二 第 1 号 第 1 類とする。

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については

「○」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 本庁舎敷地 (約 12,000 m²)

資機材倉庫敷地 (約 10,000 m²)

b. 用途地域及び地区の指定 (市街化調整区域(宅地造成規制区域))

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積

(建築基準法に 庁舎棟 (約 3,800 m²)

基づく計画面積) 倉庫棟 (約 800 m²) ※1棟又は2棟の計

b. 主要構造 庁舎棟 (免震構造とし, 受注者が構造別比較検討表を作成し, 監督職員との協議による。)

倉庫棟 (受注者が構造別比較検討表を作成し, 監督職員との協議による。)

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月18日付け国営計第76号, 国営整第123号, 国営設第101号)による, 耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 庁舎棟 (I) 類 倉庫棟 (II) 類

2) 建築非構造体 (A) 類 (A) 類

3) 建築設備 (甲) 類 (乙) 類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 (約 2,000,000 千円(税込))

b. 建設工期 (令和4年2月 ~ 令和5年1月)

(4) 設計と条件

設計と条件については, 次の資料による。

(業務の主旨・目的 別添1)

(業務内容 別添1)

(業務の留意事項 別添1)

(施設内容 別添2)

(敷地位置図 別添3)

(敷地概略図 別添4)

(隣地推定地質断面図 別添5)

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日付け、国営整第176号）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 - 建築（構造）基本設計に関する標準業務
 - 電気設備基本設計に関する標準業務
 - 機械設備基本設計に関する標準業務
- b. 実施設計
- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収（3社以上）、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収（3社以上）、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収（3社以上）、見積検討資料の作成）
- 営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）による数量内訳書の作成
- 透視図作成（原則としてCGによる作成は不可とする。）
 - 種類(透視投影)、判の大きさ（A3）、枚数（3）、額の有無（有）及び材質(アルミ)
 - ・透視図の写真撮影 カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ），電子データ（ ）
 - ・模型製作
縮尺（ ），主要材料（ ），ケースの有無（ ）及び材質（ ）
 - ・模型の写真撮影 カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ），電子データ（ ）
- 計画通知手続き業務
- 高知市中高層建築物指導要綱による届出書の作成及び手続き業務(標識看板の作成、設置、標識設置届の届出、日影図の作成他)
 - ・高知市集合住宅建築指導要綱による届出書(集合住宅建築事前審査願)の作成及び手続き業務
- 高知市景観条例による届出書の作成及び手続き業務
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出書(特定施設新築等届出書)の作成及び手続き業務
 - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- 大臣認定等に関する資料の作成及び申請手続き業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に関する業務
- リサイクル計画書の作成
 - 設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- 概略工事工程表の作成
- 住民説明等に必要資料の作成(法令等に基づくものを除く)
 - ・消防法による「工事中の消防計画書」の作成業務

- これら以外の業務で別添1及び別添2に示す業務（ただし標準業務に含まれるものを除く）
注：各申請に係る手数料等は別途とする。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務は、国土交通省（建設）大臣官房官庁営繕部が制定した以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、国土交通省（建設）大臣官房営繕部が監修した出版物等については、すべて最新年版とする。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準

b. 建築

- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 木造計画・設計基準
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書
- 構内舗装・排水設計基準
 - ・ 擁壁設計標準図
- 敷地調査共通仕様書
 - ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築改修工事の積算マニュアル
- 営繕工事積算チェックリスト

d. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックリスト

(3) 業務計画書

業務計画書は、次による。

なお、プロポーザル方式により業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- | | |
|------------------|-----|
| a. 業務計画書の提出について | 様式1 |
| b. 管理技術者・照査技術者届 | 様式2 |
| c. 技術者経歴書（管理・照査） | 様式3 |
| d. 業務実施体制 | 様式4 |

(4) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・

(6) 貸与資料

- ・ 既存建築物設計図 1 式
- ・ 既存工作物設計図 1 式
- 地質調査結果、測量調査結果（左記結果は、設計期間内に貸与する）
- 隣地地質調査報告書 1 式

(7) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他 ()

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 (基本設計)
- 指定部分の履行期限 (協議により決定する。)
- b. 成果物の提出場所 (高知市都市建設部公共建築課)
- c. 成果物の提出期限等 (設計委託業務日程による。)
- d. 業務の進捗状況の報告（週報）

週ごとに業務の全般的な経過及び次週の予定を記載した「週報」を監督職員に提出する。

e. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- イ) 現場説明の実施
- ロ) 質疑回答書の作成
- ハ) 入札の立会
- ニ) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- ホ) 会計検査への立会

f. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

g. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- イ. 写真は、高知市が行う事務並びに高知市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ロ. 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない）
 - ①写真を公表すること。
 - ②写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物，提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
a. 建築（総合）				
<input checked="" type="radio"/> 建築（総合）設計図 仕様概要表 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部詳細）	各1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 計画説明書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 敷地検討図	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 工事費概算書 ・（ ）	1部	（ 6 ）部 （ ）部	縦左綴じ	A4判
b. 建築（構造）				
<input checked="" type="radio"/> 構造計画説明書 （基本構造計画案含む）	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 構造設計概要書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 構造別比較検討表 ・（ ）	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
c. 電気設備				
<input checked="" type="radio"/> 電気設備基本設計図書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 電気設備基本説明書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 電気設備設計概要書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 昇降機設備計画概要書	1部	（ 6 ）部	縦左綴じ	A4判
<input checked="" type="radio"/> 工事費概算書 ・（ ）	1部	（ 6 ）部 （ ）部	縦左綴じ	A4判
d. 機械設備				
<input checked="" type="radio"/> 機械設備基本設計図書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 機械設備基本説明書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 機械設備設計概要書	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 工事費概算書 ・（ ）	1部	（ 6 ）部 （ ）部	縦左綴じ	A4判
e. その他				
・ 日影図		（ ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 透視図（縮小）		（ 6 ）部	横左綴じ	A3判
<input checked="" type="radio"/> 透視図（原図）	1部		額入り	A3判
<input checked="" type="radio"/> リサイクル計画書	1部	（ 6 ）部	縦左綴じ	A4判
<input checked="" type="radio"/> 設計説明書 ・ 模型	1部	（ 6 ）部	縦左綴じ	A4判
<input checked="" type="radio"/> （概略工事工程表）	1部	（ 6 ）部	横左綴じ	A3判

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
f. 資料				
○各種技術資料	一式	(6) 部	縦左綴じ	A4判
○各記録書	一式	(6) 部	縦左綴じ	A4判
○(電子データ)	一式	(1) 部		(注)参照
<p>(注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。 : 建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。 : 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。 : 電子データの提出はCADファイル及びPDFファイルとする。 CADのファイル形式は、「jwc」「jww」「sfc」とする。 これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。 PDFファイルの図面サイズは等倍とし、解像度は300dpi以上とする。</p>				

(2) 実施設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
a. 建築（総合）				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築（総合）設計図 仕様書 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図 ○ 計画通知図書 ○ 建築物省エネ法計画書 ○ 中高層建築物の届出書 ○ 景観計画の届出書 ・ 消防計画書 ○ (ひとにやさしいまちづくり) 条例による届出書 	各1部	※下記による	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横左綴じ ○ 製本 A2判（2部） A3縮小判（1部） 	
		2部	縦左綴じ	正・副
		2部	縦左綴じ	正・副
		2部	縦左綴じ	正・副
		2部	縦左綴じ	正・副
		2部	縦左綴じ	正・副
b. 建築（構造）				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部分断面表 部分詳細図 ○ 構造計算書 ・ () 	各1部	※下記による	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横左綴じ ○ 製本 A2判（2部） A3縮小判（1部） 	
	1部	(2)部	縦左綴じ	A4判
c. 建築積算				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 数量内訳書（金入り） ○ 数量内訳書（金抜き） ○ 単価決定表 ○ 見積書 ・ () 	1部		横上綴じ	A4判
	1部			FD等
	1部			A4判
		※下記による		A4判
	1部			A4判
	1部			A4判

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
d. 電気設備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備設計図 ○ 仕様書 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 電灯設備図 ○ 動力設備図 ○ 電熱設備図 ○ 雷保護設備図（避雷設備図） ○ 受変電設備図 ○ 電力貯蔵設備図 ○ 発電設備図 ○ 構内情報通信網設備図 ○ 構内交換設備図 ○ 情報表示設備図 ○ 映像・音響設備図 ○ 拡声設備図 ○ 誘導支援設備図 ○ 呼出設備図 ○ テレビ共同受信設備図 ○ テレビ電波障害防除設備図 ○ 監視カメラ設備図 ○ 駐車場管制設備図 ○ 防犯・入退室管理設備図 ○ 自動火災報知設備図 ○ 中央監視制御設備図 ○ 構内配電線路図 ○ 構内通信線路図 ○ 昇降機設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 昇降機設備図 搬送機設備図 ○ 電気設備設計計算書 ○ 昇降機設備設計計算書 ○ 計画通知図書 ○ 建築物省エネ法計画書 <ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物の届出書 設計住宅性能評価書 	各 1 部	※下記による	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横左綴じ ○ 製本 A2判(1部) A3縮小版(1部)	※下記による
e. 機械設備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 空気調和設備設計図 ○ 仕様書 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 機器表 ○ 空気調和設備図 ○ 換気設備図 	各 1 部	※下記による	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横左綴じ ○ 製本 A2判(1部) A3縮小版(1部)	※下記による

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 排煙設備図 ○ 自動制御設備図 ○ 屋外設備図 ○ 配管系統図 ○ 必要換気風量計算図 ○ 給排水衛生設備設計図 ○ 仕様書 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 機器表 ○ 衛生器具設備図 ○ 給水設備図 ○ 排水設備図 ○ 給湯設備図 ○ 消火設備図 ○ 厨房設備図 ○ ガス設備図 ○ 排水貯留槽設備図 ○ 地下タンク・給油所設備図 ○ さく井設備図 ○ 屋外設備図 ○ 配管系統図 ○ プールろ過循環設備 ○ 空気調和設備設計計算書 ○ 給排水衛生設備設計計算書 ○ 計画通知図書 ○ 建築物省エネ法計画書 ○ 中高層建築物の届出書 ○ 設計住宅性能評価書 ○ 	各 1 部	※下記による	横左綴じ	A2判
<ul style="list-style-type: none"> ○ 空気調和設備設計計算書 ○ 給排水衛生設備設計計算書 ○ 計画通知図書 ○ 建築物省エネ法計画書 ○ 中高層建築物の届出書 ○ 設計住宅性能評価書 ○ 		2 部	縦左綴じ	正・副
		2 部	縦左綴じ	正・副
		2 部	縦左綴じ	正・副
		2 部	縦左綴じ	正・副
f. 電気設備積算				
○ 電気設備工事積算数量算出書	1 部			A4判
○ 電気設備工事積算数量調書	1 部			A4判
g. 機械設備積算				
○ 機械設備工事積算数量算出書	1 部			A4判
○ 機械設備工事積算数量調書	1 部			A4判
h. 電気・機械設備積算共通				
○ 数量内訳書	1 部			A4判
○ 単価決定表	1 部			A4判
○ 見積書	1 部			A4判
○ 数量書（金抜き）		※下記による		A4判, (注)参照
○				
i. その他				
○ 日影図				

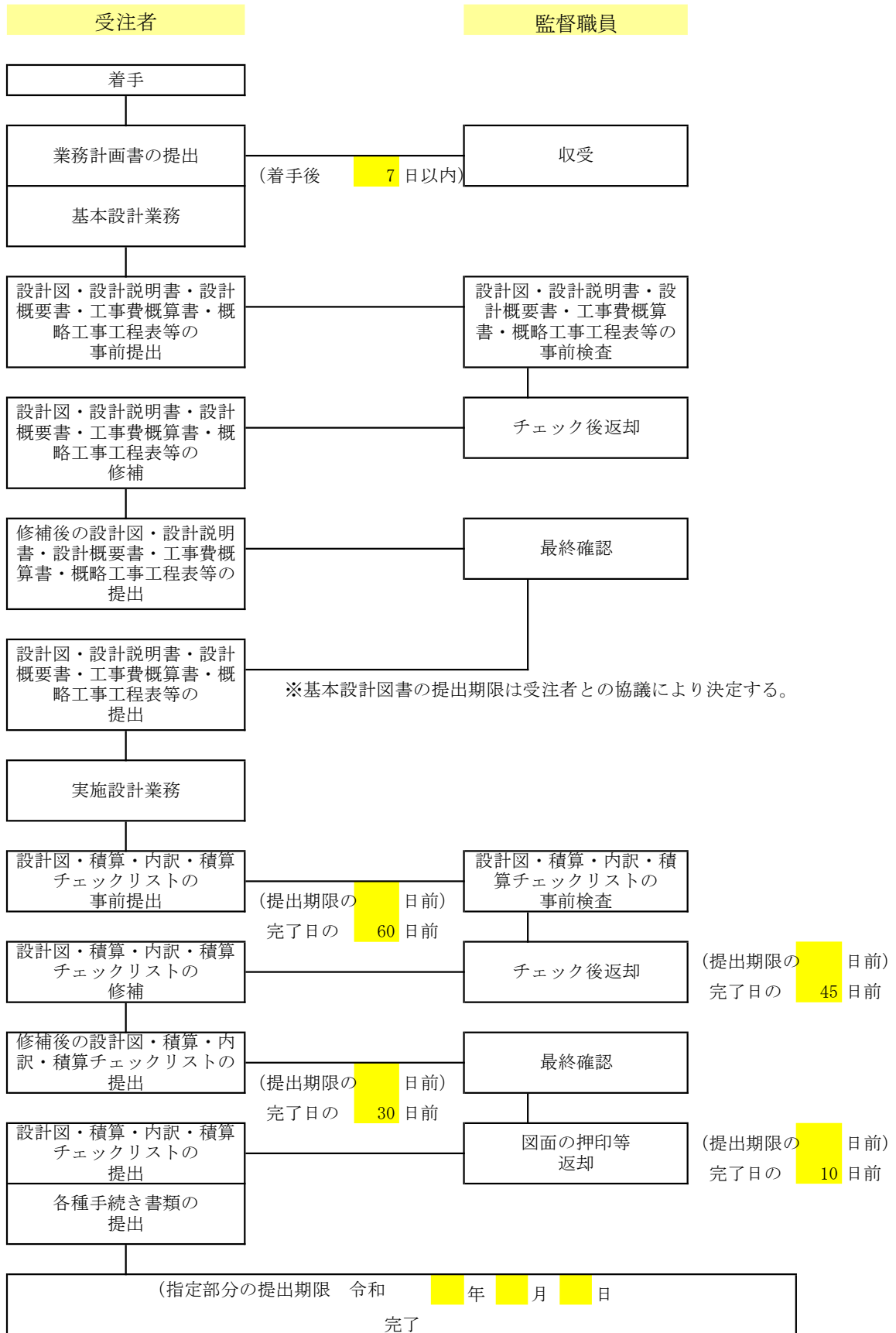
成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 透視図 (縮小) ○ 透視図 (原図) ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ・ 建築物省エネ法関係計算書 ○ リサイクル計画書 ○ 設計説明書 ○ 概略工事工程表 ・ () ・ () 	1部	(2) 部	横左綴じ 額入り	A3判 A3判
j. 資料				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種技術資料 ○ 構造計算データ ○ 各記録書 ○ (電子データ) 	一式	(1) 部	縦左綴じ	A4判
	一式	(2) 部	縦左綴じ	A4判
	一式	(1) 部	縦左綴じ	A4判
	一式	(1) 部		(注)参照
<p>(注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (総合) 実施設計の成果物の中に入れることができる。</p> <p>: 建築 (総合) 設計図は、適宜、追加してもよい。</p> <p>: 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。</p> <p>: 電子データの提出はCADファイル及びPDFファイルとする。</p> <p>CADのファイル形式は、「jwc」「jww」「sfc」とする。</p> <p>これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。</p> <p>PDFファイルは公共建築課で決裁された原図をスキャンするものとする。</p> <p>PDFファイルの図面サイズは等倍とし、解像度は300dpi以上とする。</p> <p>: 数量内訳書は、営繕積算システムRIBC ((一財) 建築コスト管理システム研究所) で作成した数量内訳書を提出する。</p> <p>: 数量書 (金抜き) は、公共建築課で作成された原本を複写 (コピー) したものとする。</p> <p>: 原図はA2判で横左綴じ (1部) を提出する。</p> <p>※ 工事発注業種が建築一式工事となる場合 (【 】は建築一式工事以外の発注を示す)</p> <p>製本部数は別途とする。</p> <p>2千万円【3千万円】以上 (1) 部</p> <p>1千万円以上 2千万円【3千万円】未満 (10) 部</p> <p>5百万円以上 1千万円未満 (8) 部</p> <p>130万円超 5百万円未満 (6) 部</p>				

4. その他

公共建築設計業務委託共通仕様書・建築設計業務委託契約書（平成31年版）からの読替え

公共建築設計業務委託共通仕様書の記載		読 替 え 業務委託契約書の記載	
設計仕様書		設計図書	
調査職員		監督職員	
業務完了届		完了届	
契約書第6条	(秘密の保持)	契約書第4条	(秘密の保持)
契約書第12条	(一括再委託等の禁止)	契約書第10条	(一括再委託等の禁止)
契約書第13条	(特許権等の使用)	契約書第11条	(特許権等の使用)
契約書第14条	(調査職員)	契約書第12条	(監督職員)
契約書第15条	(管理技術者)	契約書第13条	(管理技術者)
契約書第20条	(条件変更等)	契約書第19条	(条件変更等)
契約書第21条	(設計仕様書等の変更)	契約書第20条	(設計図書等の変更)
契約書第22条	(業務の中止)	契約書第21条	(業務の中止)
契約書第23条	(業務に係る受注者の提案)	契約書第22条	(業務に係る受注者の提案)
契約書第24条	(受注者の請求による履行期間の延長)	契約書第24条	(受注者の請求による履行期間の延長)
契約書第25条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)	契約書第25条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)
契約書第28条	(一般的損害)	契約書第28条	(一般的損害)
契約書第29条	(第三者に及ぼした損害)	契約書第29条	(第三者に及ぼした損害)
契約書第30条	(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)	契約書第30条	(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)
契約書第31条	(検査及び引渡し)	契約書第31条	(検査及び引渡し)
契約書第33条	(引渡し前における成果物の使用)	契約書第33条	(引渡し前における成果物の使用)
契約書第40条	(瑕疵に対する受注者の責任)	契約書第40条	(契約不適合責任)
「3.7再委託4」の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者		高知市上下水道局又は高知市の一般競争（指名競争）入札参加資格者	

5. 設計委託業務日程



※上段 () 書きは指定部分の提出に係る日程を示す。

※設計図・積算・内訳・チェックリスト等の提出は、必ず管理技術者の確認済のものとする。

I 4 (4) 設計と条件

○業務の主旨・目的

「高知市上下水道局本庁舎移転基本構想（改定版）（以下「基本構想」という。）」に示す基本理念（「現庁舎の抱える課題を解消し、市民生活に欠かすことができない重要なライフラインを支えることができる庁舎」）の実現に向け、以下の6つの機能に示した取り組み方策に基づき、設計を行う。

- 1 災害対応拠点としての機能
- 2 情報通信機能の充実
- 3 経済性・機能性の重視や環境への配慮
- 4 執務環境の柔軟性・効率性の重視
- 5 ユニバーサルデザインへの配慮
- 6 新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止対策の導入

○業務内容

業務内容は、基本構想によるほか、下記による。

- ・ 電力供給設備に係る信頼性の向上対策の導入に向けた比較検討
- ・ 非常時の上水及び雑用水、排水機能の確保対策の比較検討
- ・ 日照時間の多さや、激しい降雨、台風などの影響を受ける気候の特性を考慮し、維持管理面にも十分配慮したデザインの検討
- ・ 適正規模の書庫の検討
- ・ ワークプレイスの計画（什器等配置及び収納計画、概算見積、什器等発注仕様書の作成）
- ・ 針木浄水場全体での駐車場計画（平時と発災時）
（参考 別添「災害対応時における針木浄水場内の利用計画」）
- ・ 建設位置の検討（本庁舎及び資機材倉庫）
- ・ 庁舎敷地の外構整備の設計（門、囲障、敷地排水、舗装等）
- ・ コスト縮減の検討（基本、実施設計時）
 - ①基本設計業務において、監督職員と協議し、コスト縮減項目の具体的な提案
 - ②実施設計業務において、監督職員と協議し、コスト縮減検討中間報告書に記載された項目の検討結果、その他実施設計時に行ったコスト縮減の検討結果
 - ③ライフサイクルコストの算定
- ・ 災害時も含めた動線整理、入室管理のセキュリティーシステム
（防犯カメラ等を含む）について比較検討
- ・ 本業務に関する別契約委託業者（地質調査、測量など）との打合せ

○業務の留意事項

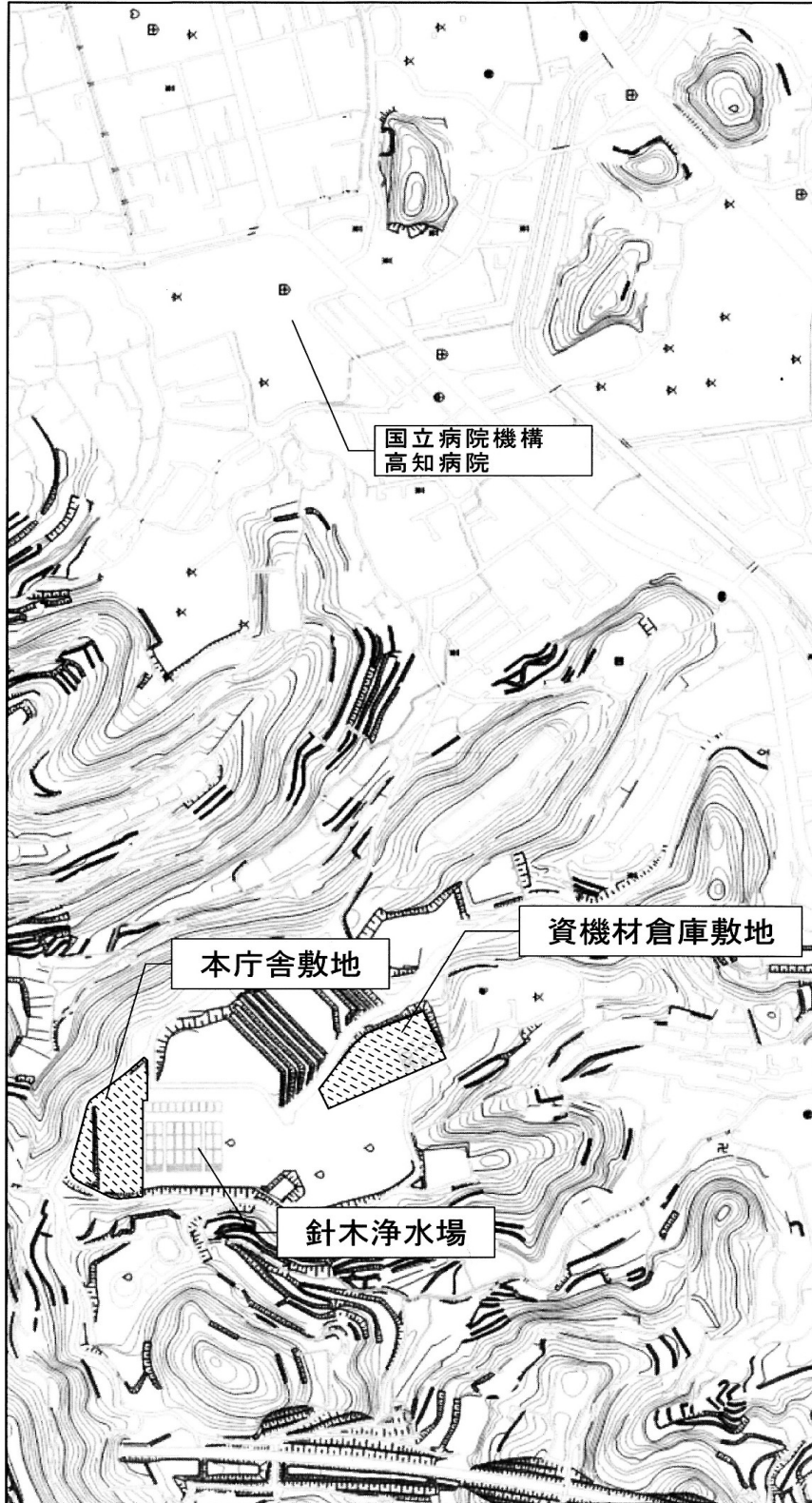
- ・ 県内産木材を積極的に利用した施設整備
- ・ ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の室内濃度低減をはじめ、健康的で快適な室内環境の確保を配慮した施設整備
- ・ 工法、材料等は複数のメーカーが対応できる設計
- ・ 供用開始後の管理運営に配慮した計画
- ・ 高知市開発指導要綱等、土地利用条件についての計画前の整理

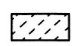
I 4 (4) 設計と条件

○施設内容

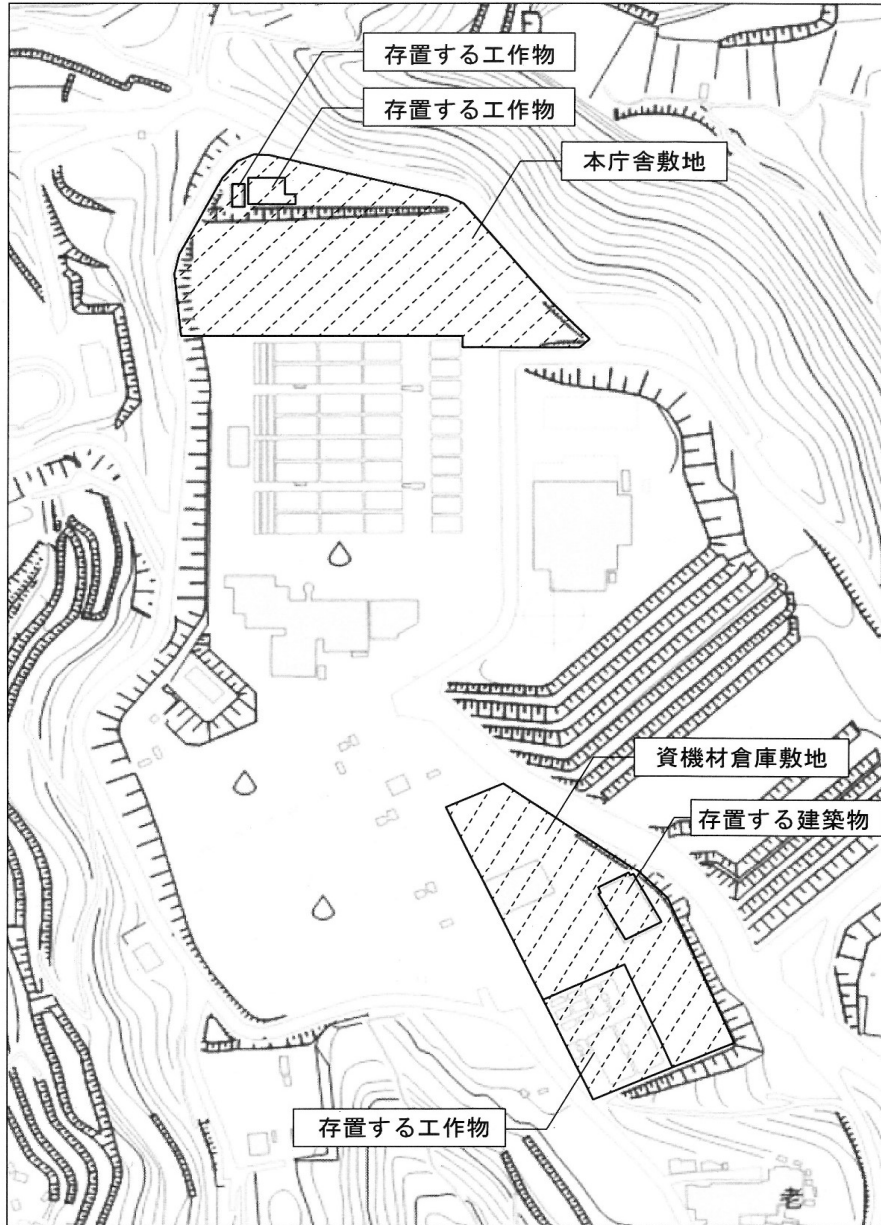
- ・ 基本構想「第三章 2 新庁舎等基本計画」による。
- ・ 必要諸室等は別添「既存施設の利用形態等」を参考とする。

I 4 (4) 設計与条件
敷地位置図



 整備対象敷地を示す

I 4 (4) 設計与条件
敷地概略図



▨ 整備対象敷地を示す